

7

民 法

平成 29 年度

問題 45 改

AはBに対して100万円の売買代金債権を有していたが、同債権については、A・B間で譲渡制限特約が付されていた。しかし、Aは、特約に違反して、上記100万円の売買代金債権をその弁済期経過後にCに対して譲渡し、その後、Aが、Bに対し、Cに譲渡した旨の通知をした。Bは、その通知があった後直ちに、Aに対し、上記特約違反について抗議しようとしていたところ、Cが上記100万円の売買代金の支払を請求してきた。この場合に、Bは、Cの請求に応じなければならないかについて、民法の規定および判例に照らし、40字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

林講師の模範答案①

Cが譲渡制限特約につき、善意かつ無重過失である場合、Bは、Cの請求に応じなければならない。(45字)

林講師の模範答案②

Cが譲渡制限特約につき、悪意又は善意重過失の場合には、Bは、Cの請求に応じる必要はない。(44字)

配点の目安 模範答案①

採点項目	配点	得点
① 譲渡制限特約につき、善意かつ無重過失であること	14	
② Cの請求に応じなければならないこと	6	
合計点	20	

配点の目安 模範答案②

採点項目	配点	得点
① 譲渡制限特約につき、悪意又は善意重過失であること	14	
② Cの請求に応じる必要はないこと	6	
合計点	20	

STEP 1 問題文の検討

AはBに対して、譲渡制限特約の付された100万円の売買代金債権を有していたが、債権者Aは、特約に違反して、当該債権をその弁済期経過後にCに対して譲渡し、その後、譲渡人Aが債務者Bに対して、Cに譲渡した旨の通知をしている。これを受けて、債務者Bが、当該通知後直ちに譲渡人Aに対し、特約違反につき抗議しようとしたところ、譲受人Cが代金の支払の請求をしている。

以上のような事案において、債務者Bは、譲受人Cの請求に応じなければならないかについて書けばよい。

STEP 2 知識の抽出

☐ 1 債権の譲渡性について

債権の譲渡性について、民法466条1項本文は「債権は、譲り渡すことができる。」と規定している。また、同条2項は「当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。」と規定している。

したがって、本問の場合、譲渡制限特約の付された100万円の売買代金債権をAからCに譲り渡した行為は有効である。

☐ 2 譲渡制限特約の付された債権の譲渡について

もっとも、民法466条3項は、譲渡制限特約の付された債権の譲渡が行われた場合について、「譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対

抗することができる。」と規定している。

したがって、本問の場合、譲受人Cが、譲渡制限特約が付されていることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、債務者Bはその債務の履行を拒むことができる。

☐ 3 債権の譲渡の対抗要件

民法467条1項は、「債権の譲渡……は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。」と規定している。

本問の場合、譲渡人Aが、債務者Bに対して、譲受人Cに当該代金債権を譲渡した旨の通知をしている。

したがって、譲受人Cは、債務者Bに対して、当該代金債権の取得を対抗することができる。

☐ 4 まとめ

以上より、本問の場合、譲受人Cが譲渡制限特約につき善意かつ無重過失であるときは、債務者Bは、Cの請求に応じなければならない。

STEP 3 解答の作成

☐ 1 本問の解答で書くべきことの整理

譲受人Cが譲渡制限特約につき、善意かつ無重過失である場合、債務者Bは、Cの請求に応じなければならない。

☐ 2 解答の下書き

譲受人Cが譲渡制限特約につき、善意かつ無重過失である場合、債務者Bは、Cの請求に応じなければならない。(51字)

□ 3 字数の調整

(1) 重複した記述・余事記載を削除する

- 「譲受人C」を「C」とし、「債務者B」を「B」とする。

~~譲受人~~Cが譲渡制限特約につき、善意かつ無重過失である場合、~~債務者~~Bは、Cの請求に応じなければならない。(45字)

(2) 文意を変えずに字数を減らす

なし。

(3) 問題文と重複している記述を削除する

なし。